

# 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）等による改正の概要

令和6年5月10日成立

## 改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やリ・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

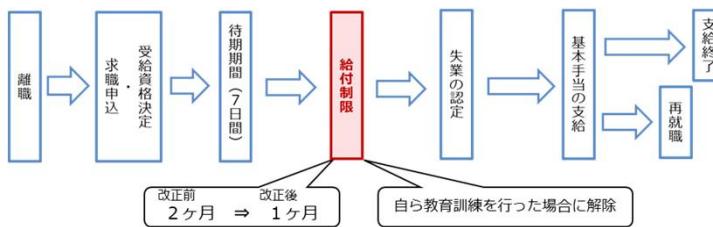
## 改正の概要

### 1. 雇用保険の適用拡大【令和10年10月1日施行】

- 週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者を新たに雇用保険の適用対象（※1）とする。  
※1 失業給付、育児休業給付、介護休業給付、教育訓練給付のほか、雇用関係助成金の対象ともなる。

### 2. 教育訓練やリ・スキリング支援の充実【①令和7年4月1日施行、②令和6年10月1日施行、③令和7年10月1日施行】

- ① 自らの意思により離職する者に対して設けられている基本手当の給付制限について、
  - ・ 現行の「2ヶ月」の給付制限期間を「1ヶ月」とするとともに、
  - ・ 自ら雇用の安定や就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、給付制限を課さずに基本手当を支給する



- ② 教育訓練給付金の給付率を拡充する。

(改正前)			(改正後)			【参考】現行の対象資格・講座の例
	専門実践	特定一般		専門実践	特定一般	
本体給付	50%	40%	本体給付	50%	40%	専門実践教育訓練給付金
追加給付① (資格取得等)	20%	—	追加給付① (資格取得等)	20%	10%	・医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格（看護師、介護福祉士等） ・デジタル関連技術の習得講座（データサイエンティスト養成コース等） ・専門職大学院、等
追加給付② (賃金上昇)	—	—	追加給付② (賃金上昇)	10%	—	特定一般教育訓練給付金
最大給付率	70%	40%	最大給付率	80%	50%	・運転免許関係（大型自動車第一種免許等） ・医療・社会福祉・保健衛生関係の講座（介護職員初任者研修等）等

- ③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

教育訓練休暇給付金	
対象者	・雇用保険被保険者
支給要件	・教育訓練のための休暇（無給）を取得すること。 ・被保険者期間が5年以上あること。
給付内容	・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。 ・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか。
国庫負担	・給付に要する費用の1/4又は1/40（基本手当と同じ）

※ 上記のほか、雇用保険被保険者以外の者を対象に、教育訓練費用と生活費を融資対象とする新たな融資制度を創設予定。【省令】

### 3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保【①公布の日（令和6年5月17日）施行、②令和7年4月1日施行】

- ① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※2）を廃止する。
  - ※2 本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。
- ② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする（※3）。
  - ※3 ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

### 4. その他雇用保険制度の見直し【令和7年4月1日施行】

- 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ（基本手当の80%→60%）及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。